

清末巴縣の「健訟棍徒」何輝山と裁判的調解「憑團理剖」

夫 馬 進

はじめに

第一章 「職員」身分の詐稱問題

第二章 接龍場萬天宮首事、團練監正としての活動

第三章 太平場の開設と團規の制定

第四章 「憑團理剖」と何輝山

おわりに

はじめに

「健訟」の語が社會狀況を示すものとして中國文獻に多く現れるのは、宋代以降のことである。健訟とは健きんんに訴訟を行うことであるが、その實態すなわち具體像はこれまで掴みにくかった。これについて私は、清末同治年間の『巴縣檔案』を主に使いながら當時の巴縣地域、現在で言えば重慶周邊では「訴訟社會」という言葉をもつてしてもなお穩和に響くほどに、質と量ともにすさまじいばかりの訴訟が行われていたことをすでに述べた。^①

健さかんに訴訟する人物のことを中國文獻では「健訟の徒」などと呼ぶ。この「健訟の徒」の具體像もこれまで掴みにくかった。ところがやはり『巴縣檔案』によるなら、それをリアルに把握することができるだけでなく、どのような要因が

彼らを健訟にしたのかも把握することができる。

同治十一年（一八七二）、何輝山は同族の何增庸・何國英父子を相手取って訴訟を起こす。この何增庸・何國英もまた「健訟の徒」である。翌年の初め、何增庸は何輝山との訴訟闘争の中ですでに死去していたが、その子何國英ら何氏一族の者が四川總督に對して上控つまり上訴を行った。訴狀に添附された何輝山の訴訟リストによれば、咸豐九年正月から同治十年九月までの一三年間に、彼が直接に原告あるいは被告となった訴訟は七八件に及んだ。^②何國英はこれらの文書は各衙門にあるのだから、偽りでないことは誰でも分かるというし、何輝山自身もその一部に反論しているだけであるから、これをまったくの作り事とは思えない。單純計算すると、何輝山は毎年六件ほど新しく人を訴えるか人に訴えられていたことになる。新しく訴訟となった案件は、何年にもわたって續くのが普通であったから、何輝山が一年間に抱えていた訴訟の總數はこれよりはるかに多かつたはずである。かつて私は、巴縣が健訟であった事例として、劉元坦とその妻劉王氏を紹介したことがある。彼らの場合、八年間に合計一二件の訴訟を新しく起こすか關與していたという。^③これも單純計算すると何輝山の場合、彼らより少なくともさらに四倍「健訟」であったことになる。何國英から訴狀を受けた四川總督は、「何仲奎（何輝山）は健訟棍徒なのかどうか」、重慶府知府に調査するよう命じている。

幸い『巴縣檔案』には道光から光緒に及ぶまで、何輝山及び何增庸・何國英に關連する案件が數多く残っている。筆者が収集しただけでも三〇件以上に上る。これら一件一件が「健訟の徒」の實態を示すものとして貴重であるが、ここでは二つの問題に絞りながら、それを明らかにする過程でその具體像を紹介するという手法をとろうと思う。問題とは次の二つである。

第一に何輝山が「健訟の徒」であるためにどのような肩書きを用い、その地位と財産を保全するために、訴訟をどのように利用したのか、という問題である。通常、舊中國での社會移動を考えるとときには、科舉制度が重要な制度として位置づけられる。ところが何輝山の場合、その出發點の生員ですらなかった。社會的地位を築くにあたって、彼はこれまた國

家の制度を最大限に用いた。もちろん科擧制度ではない。第一に「職員」という肩書きをそのうちに含む身分制度であり、第二に「監正」という肩書きを含む團練制度であり、第三に訴訟制度そのものである。彼が歩んだ道は生員、舉人、進士となり官僚となる「正途」ではもちろんなく、捐納出身者が進む「雜途」ですらなかつた。⁽⁴⁾第一の問題とはつまり、「健訟の徒」と二つの肩書き、すなわち國家の制度との關係を具體的に示すことである。

第二の問題は『巴縣檔案』でしばしば出てくる「憑團理剖」とは何かという問題であり、何輝山はこれをどのように用いたのかという問題である。「憑團理剖」とは「團練により黑白曲直を道理に従ってつけてもらう」ことである。剖とは解剖の剖である。「憑團理剖」はこれまでの中國法制史の研究にあつては、調解すなわち調停という概念で捉えられてきたものであらう。調解という問題はこれまで、舊中國の訴訟と裁判を語るときに必ずといってよいほど言及されてきた。⁽⁵⁾ところが調解という問題については、中國の裁判とはどのようなものであつたかを考察するに當たりそれとの對比概念として、あるいは裁判による紛争解決の一過程として取りあげられるに止まつてきた。また地方檔案を用いて丹念に關連史料を紹介しつつ裁判と調解を追つた研究においても、「憑團理剖」の問題はとくに取りあげられることはなかつた。⁽⁶⁾

私は本稿で「憑團理剖」を理解するに當たり、これを「裁判的調解」という概念で理解する。なぜならそれは確かに一種の調解（調停）ではあるが、これまで紹介されてきた一般的な調解事例に比べてはるかに裁判の要素が濃厚であり、裁判に似たところがあるからである。⁽⁷⁾「憑團理剖」の問題を明らかにすることは、そこに生きた人々と國家にとつて裁判とは何であり、調解とは何であつたのか、これをこれまで以上に浮き彫りにするであらう。

本論に入るに先だち、何輝山の出自とその生涯を簡單に見ておきたい。

何輝山の名が載る族譜として『何氏族譜』（太平場、二〇〇二）がある。何輝山については簡單に次のように記す。

何仲奎 字輝山、黃氏・潘氏。前清運同銜。業を堽口にて受け、太平場を立興す。

『何氏族譜』による限り、何輝山の一代前以前の同族者の中で、たとえ虚銜であつたとしても官職を持つ者は一人もい

ない。明初に一人「國税を管理した」という者がいるが、はたして官僚なのかどうか分からない。生員となったとの記録すら見えない。何輝山の同輩である何國英は武生員であり、その父何增庸が監生であつたことは、『巴縣檔案』から見て間違いないが、これらは『何氏族譜』には見えない。このように『何氏族譜』にはしばしば記載漏れや誤りがあるから注意する必要があるが、その序文「何氏家族二〇〇〇年修譜續序」で「我が卓姓寒門」と記すとおり、何輝山の一族は彼にいたるまで根つからの庶民家族であつたと考えてよい。

彼は清代で言えば忠里十甲に位置する太平場という市場町を根據地とするが、それに先んじてその三キロほど南にある接龍場で財を築き成り上がったようである。道光二十年（一八四〇）の訴訟案件で何增庸はすでに監生という肩書きを帯びて登場し、接龍場で團練監正として活動していた（『巴縣檔案（道光朝）』No.5333）。當時、監生と言えは捐納によって手に入れるのが普通であつたから、何氏がこの頃すでにある程度豊かであつたことは確實である。

何輝山の名が最も輝いていたのは、『何氏族譜』でも特記される太平場という市場町を同治五年に新しく開いてから、光緒元年にここで開いていた棧店すなわち宿屋で殺人事件が起こり、彼がその容疑者となつた頃までの十年足らずである。

彼は縣レベルであれば一目置かれる生員すらなかつただけでなく、生涯官職に就いたこともなかつた。『何氏族譜』に見える「運同銜」が實職を伴わない單なる肩書きであつたこと、言うまでもない（『巴縣檔案（同治朝）』No.83）。

何輝山の生年はいくつかの訴狀に記されたものから逆算すれば、道光五年（一八二五）から道光九年の間である。これに對して彼がいつ死去したのかは明らかではない。もっとも光緒十六年（一八九〇）の一訴訟文書に、被告として「監犯惡棍」何輝山として出てくる（『巴縣檔案（光緒朝）』No.15020）。監犯とは既決囚として收監されている、あるいはかつて收監されたことがある罪人のことである。ところがさらに興味深いことには、翌光緒十七年の案件として、彼が佃戸である同族の甥が穀物九石を盗んだとして訴えた檔案が残っている（『巴縣檔案（光緒朝）』No.37108）。そうだとすると何輝山

は少なくともこの年まで健在であり、しかも依然として健訟であったことになろう。時に彼は六七歳になっていたという。同治十一年に始まる同族何増庸・何國英父子との訴訟合戦の過程において、四川總督から「何仲奎（何輝山）は健訟棍徒なのかどうか」調査せよと重慶府知府に命が下り、これに應じて巴縣知縣で調査された結果がどうなるのか、これは當時の訴訟制度と官僚機構のどこが問題で、なぜ彼が「健訟棍徒」であり続けられたのかを解明するための重要な素材を提供するが、残念ながら本稿ではこれに説き及ぶことができない。

第二章 「職員」身分の詐稱問題

何輝山の名が残存する『巴縣檔案』訴訟文書の中で、原告あるいは被告本人として初めて彼が登場するのは、咸豐八年（一八五八）のことである（『巴縣檔案（咸豐朝）』No.426）。この時彼が提出した訴狀の中ですでに、「職員」という肩書きを用いている。彼は光緒元年（一八七五）に殺人事件の容疑者となるが、この時でさえも自らが無實であると辯明する文書で「職員」という肩書きを用いている。また同治十年にこの「職員」身分が詐稱であることが明らかになった時から、次ぎに起きた新しい訴訟でまた身分詐稱が問題になり、その事後措置として今度は本當に「職員證」を買ったたるまでも、ほぼ一貫してこの肩書きを用い続けた。これは彼が訴訟を起こすに際して、また自らの身を護るに際して、「職員」という肩書きをいかに大切なものと思っていたか、これにいかに戀々としていたかを示しているよう。

「職員」とはもともとと廣く官職を持つ者であることを意味するが、清末ではいわゆる虚銜、すなわち完全に名目的なだけの官職である。これは通常、捐納つまり金錢を國家に寄付することで買い取る肩書きである。何輝山の場合、「職員」のうちで具體的に詐稱したのは同知であった。單なる肩書きであるから、これを同知銜とも言う。同知とは知府の下にある副知事であり、官品は正五品である。同治十二年（一八七三）、何國英は何輝山の罪狀の一つとして「咸豐九年に同知を假冒し、水晶を頂戴し、朝珠を手を持ち、補服を着ていた」と述べている。⁽⁸⁾しかし實際の訴訟文書では、その前年である

八年にすでに何輝山は「職員」を假冒しているのだから、彼がこの年以前に職員身分を詐稱していたことは確實である。

ここに見える水晶を頂戴するとは、官僚が帽子の上に水晶を飾りとして附け、その官品を表すものであつて、『大清會典事例』に見える規定によれば五品官と六品官が附けることを許されたものであつた。一方朝珠とは、文官であれば五品以上のものが帯びることを許された数珠である。また補服とは、各品級に應じた繪柄を胸の部分に付けた官服であり、その繪柄を見ればただちに何品官であるかが分かるものである。たとえば文職五品官であれば、白鵲が形どつてある。⁹ 何國英によれば、何輝山はさらに紅傘を差しかけられ四人で擔ぐ轎に乗っていたというから、彼は巴縣の田舎町でまったく官僚然、郷紳然とした姿をしていたらしい。

では、何輝山が何を契機として同知銜を名乗ることになったのかというと、咸豐八年のころ、團練を經理した功績として「巴縣知縣の張某から六品功牌を賞給された」¹⁰ からだと考えられる。咸豐年間に張姓の巴縣知縣は咸豐八年から同治二年にかけて在任した張秉堃をおいてほかにないし、彼の傳記によれば彼は團練を用いることで賊をよく討伐したというから、何輝山の自供と符合している。¹¹ 咸豐八年に何輝山の名が初めて現れる訴訟文件でも、彼は團練と關連して登場するし、さらに咸豐十一年の文書で、監正という團練の責任者である職名を自らはつきり名乗っていることにも符合する。¹²

何輝山が賞給されたという「功牌」とはいかなるものかと言うと、幸いその實例が『巴縣檔案（同治朝）』No.434として残っている。何輝山に對するものと同じく「六品頂戴を賞給する」と記されている。すなわち六品官の肩書きを與えるとともに、六品官に見合つた頂戴を帽子に附けることも許している。何輝山はこれによつて、五品官と六品官とが附けることを許された水晶を頂戴し始めたに違いない。そしておそらくはこれを一步進め、實際には六品賞給であるにもかかわらず一級上の五品官である同知銜を假冒することになったのであろう。「功牌」には「六品頂戴を賞給する」とだけ記され、同知銜を賞給するとは記されていないのだから、「職員」も同知銜も身分詐稱であることは言うまでもない。

「職員」詐稱問題が浮上したのは、何輝山がこの肩書きを用いはじめてから十數年たった同治十年（一八七二）のことで

あった。この前年、彼が經營する太平場の油屋で、油二斤つまり油一リットルほどが盗まれるという事件が起こった。太平場の團練監正であつた彼は犯人を捕らえて差役に引き渡した。この時、何輝山は油を盗まれたのを犯人らの共同謀議によるものとし、これを縣へ訴えようとしたのだが、同じ團練の牌首である周化南が輕微な事件で訴訟すべきではないと彼に説得した。そこで、何輝山は周化南をも巻き添えにして訴えたのだが、縣での判決は油を盗むにあたつて謀議はなかつたというものであり、しかも何輝山に對しては「でたために人を訴えるな（不應妄控）」と、彼を逆に叱責するものであつた。完全な敗訴である。これを不満とした何輝山はただちに重慶府へ上控し、さらに四川按察司と四川總督へ上控した。⁽¹³⁾その上控訴狀には、自分は殺されるかも知れないと事態を針小棒大に記していた。このため四川總督はこの上控を取りあげ、ただちに重慶府知府の瑞亨に調査するよう命じた。何輝山の「職員」身分が詐稱ではないかと問題にされ、彼が提出した國子監が發給した證明書監照と州同であるとして戸部が發給した部照、および監生身分を買うために戸部に獻納したとの部照の三枚ともに偽造であることが明らかとなるのは、この知府瑞亨による調査訊問の結果である。

これら「偽照」三枚も一件文書として『巴縣檔案』に残っている。所定の用紙三枚にはそれぞれ戸部および國子監の印鑑が押され、現代の我々であれば誰が見ても偽物であることを見破るのは難しいであろう。知府ですら眞偽を判定できなかった。そこで三枚を皖捐總局に送つて精査を依頼した。その結果三枚とも「偽照であること疑いなし」と斷定された。そして知府は巴縣に對して、「これは何輝山本人が偽造したのか、あるいは誰かに騙されたのか」徹底的に究明せよと命じた。⁽¹⁴⁾

油約一リットルを竊盜したことが原因で總督にまで届けられた上控案件は、結局のところ知府が原告も被告もともに悪いとし、何輝山に對しては巧妙に細工した訴狀を提出したのは不屈きではあるが、現に竊盜があつたのは事實であるから完全な誣告とも言ひ難いと判斷した。總督と按察司も知府の判斷を妥當なものとした。もとはと言えばわずかな油が盗まれたことから始まつたとはいへ、「自分は殺されるかも知れない」という何輝山による偽りの上控が、制度的に矛盾がな

いからといって總督で受理されるというのは、制度の運用が几帳面になされていることを傳えている。しかしこのような訴えが受理されるのが、何輝山のごとき健訟の徒をはびこらせる一因であったことも疑いない。また總督にまで行つた上控案件であるのに、「誣告」をした何輝山に對して處罰らしい處罰が下されず、しかもそれで總督まで納得して問題になかった。これは官僚機構がなお嚴正である時代であつても、「デタラメなところがなければ訴狀をなさない」と言われているように、訴狀に「誣告」が含まれるのは常識であつたからである。⁽¹⁵⁾これが常識であり「誣告」の部分が含まれていることを承知の上で受理するという訴訟制度が、彼のような健訟の徒を増長させる一因であることも間違いないであろう。かくして何輝山が周化南らを訴えた上控案件そのものは、堂々巡りのすえ一件落着いたのだが、残つたのは「職員」詐稱問題である。

重慶知府が巴縣知縣に對して、部照と監照は何輝山が偽造したのか、あるいは誰かに騙され偽物を掴まされたのか調査せよと命じたのは、同治十一年正月十八日附であつた。何輝山は早速行動を起こした。二月四日附で自分は人に騙され偽の部照を掴まされたのだ、と相手の名を擧げて告發した。⁽¹⁶⁾捜査が順調に進まないことを狙つたのであろう、相手として訴えたのは巴縣ではなく別の縣に住む人物であつた。このため捜査は果たしてうやむやのままで終わつた。この時の訴狀に書いた肩書きは「職員」ではなく「軍功」であつた。詐稱ではないかと疑う知府による訊問に對して、何輝山は自分は府同知であるとは言わず「州同職銜を捐納した」と自供した。偽の部照にも「州同職銜」と書かれていた。これはおそらく彼が實際に持つ「六品功牌」と整合させるためであつたと考えられる。⁽¹⁷⁾州同とは知州に次ぐ副知州であり、その品級は從六品であるから「六品功牌」と對應する。

ところが巴縣で一度も訊問されたこともないのに、自分は騙されて偽の監照と部照を掴まされたと重慶府へ上控した。これは越控を上控と稱したに過ぎない。この時は「監生」⁽¹⁸⁾の肩書きを名乗っている。その後しばらくしてさらに川東道へも上控し、この時にはもとに戻つて「職員」⁽¹⁹⁾を名乗っている。その訴狀では、知府は何輝山本人が偽造したのではないか

と疑っていると記されている。また縣、府、川東道への訴狀いずれもが、三枚の證明書は人に騙されて買ったものであるから、自分が本當は「職員」でないことを本人も認めていたことになる。知府に疑われていると記し、自分で偽物であると知りながら、「監生」「職員」の肩書きを用い續けたのは、厚顔であるばかりか知府、川東道道員をバカにしていたと言ふほかない。

何輝山が先に提出した部照二枚と監照一枚には、すべてその發行年月日として同治九年五月三日の日附が記されている。油一リットルを盗まれた事件が起こったのは九年十月のことであり、これ以後もずっと訴狀には「職員」身分を書き附けてきた。彼はこの間「職員」と稱してきたのを糊塗すべく、竊盜事件が起こる前に遡って自ら同治九年五月三日附の證明書を偽造したと見るのが、最も順當な判斷であろう。

しかし一方、同治九年五月三日附の監照、部照について、かりに彼が「自分はこれが偽物だとは知らなかった。自分は金銭をだまし取られた被害者だ」と主張したとしても、偽の部照、監照を「騙されて」買った以前にも、すでに十年以上にわたって「職員」身分を詐稱してきた事實は覆い隠せないはずである。なぜなら、彼がそれまで「職員」身分をもって縣に提出した數多くの訴訟文書は、現代の我々がそれを讀むことが出来るように、當時にあつても檔案として巴縣の倉庫の中に保管されていたからである。彼は巴縣衙門内部では有名な人物であつたはずで、知縣が知府に命じられたとおり徹底究明するため、保管してある檔案を調査する氣になりさえすれば、身分の詐稱は簡単に暴き出せただからである。そうだとすればこの「職員」身分の詐稱問題について、何輝山には巴縣衙門では徹底究明に乗り出さないと讀みがあったはずである。巴縣衙門の胥吏や差役には十分な賄賂が届けてあり、知縣李玉宣に對しても渡りが附けてあつたと想像することも、十分に可能である。と言うのは、知縣李玉宣はこの「職員」身分詐稱問題で知府瑞亭から「徹底究明せよ」と二度にわたって命令を受けながら、これにかかわる調査報告をまったくしていないからである。とすれば、何輝山は知縣をもバカにしていたことになる。知府瑞亭が巴縣知縣李玉宣に命じた言葉として、次のようなものがある。「自分で偽

造したのか人に騙されたのか、巴縣にしかと命じて調査究明せよと命じているが、いまだに返答がない。ただちにくだんのもと提出された訴狀を取りあげて、テーブルの上に置き、各照がいったい誰の偽造したもののかを究明し、法例に照らして厳に處理せよ。勝手に引き延ばしてはならぬ」⁽²⁰⁾

巴縣では知府から命令があつてから半年すぎても、府に對して何の回答もしていなかった。結局この件について知縣李日宣が何らかの返答をしたのは、總督にまで上控された今回の案件においてではなく、何輝山がその後別の訴訟を起こし、總督が例の「何仲奎は健訟棍徒か」調査せよとの命令を府に下し、これに應じて縣からやつと調査報告を回答した時であつた。新しい訴訟では、「職員」自身が詐稱であるかどうかが重要な争點であつたから、回答するほかなかつたのである。ところがこの新しい訴訟が起ると、何輝山は今度は本當に捐納によつて州同銜を買い取つた。⁽²¹⁾このため李日宣の調査報告書には、「何輝山は部照、監照をかうに際して人に騙されたが、ただちに州同職銜を捐納して買い取り、現在執照を郷里で持つている」と記されただけで、現在本物を持つているのだから問題ないとされ、彼が長年にわたつて國家の身分制度に關わり詐稱をしていたことは一切不問に付された。⁽²²⁾ここに何輝山を健訟の徒にした要因としてさらに、官僚機構における綱紀の弛み、および地方官の權威の失墜を擧げることができる。

では何輝山が用いた「職員」という呼稱は、實際の訴訟でどのような意味を待つたのであろうか。巴縣における當時の訴訟文書では、何の肩書きも持たない一般人民は自分を「蟻」つまり蟻のように小さなつまらぬ人間と自稱して書いていた。また訊問調書（錄供）では、彼らの供述は「小的」つまりつまらぬ私という言葉の主語として書かれた。職員の場合これと違い、訴狀は「職員」と肩書きを明記して提出され、訴えの文面でも「蟻」ではなく「職」と自稱していた。訊問調書でも「職」と書かれた。巴縣ではここに同じ人民であるにもかかわらず、「蟻」「小的」と「職員」「職」の身分格差が生まれ、外見上國家により近い分だけ後者が優位に立つた。⁽²³⁾

公共に關わる問題で地方官に請願する文書のことを公稟と呼ぶ。この公稟を提出する場合、「職員」は舉人や生員と肩

を列べた。あとで見るように、太平場を開設するに当たって提出した公稟では、舉人▽貢生▽職員▽武生▽監生の順で請願者五人の名前が列記されている。この五人が主な請願者である。これとは別に「同稟」として監正・甲長・牌首・郷約の名前がこの順序で記されている。これによれば職員は單なる團練監正とは別格であり、貢生の下、武生員・監生よりも上であると意識されていたようである。公稟における肩書きの序列は、職員▽武舉▽貢生▽監生▽文生▽職員（『巴縣檔案（同治朝）』No.835）、職員▽廩生▽文生▽監生▽團首（No.836）、舉人▽文生▽監生▽職員▽團首▽客約（No.877）、文生▽武生▽職員（No.891）、增生▽職員▽監生（No.918）、職員（監正）▽客長▽郷約、貢生▽廩生▽文生▽監生▽職員▽團首（ともにNo.919）など様々であるから一概には言えないとしても、「職員」とは公稟する場合、地域の有力者であると當時の人々に意識され、少なくとも次に問題とする團練監正よりは身分が上であると意識されていたことは疑いない。職員であり監正であった場合、直接に團練のことに關係しないのであれば、彼らは職員という肩書きを名乗っていたからである。

第二章 接龍場萬天宮首事、團練監正としての活動

何輝山は同治五年に太平場を開設し、自らここを活動の舞臺とするが、それまでは接龍場を舞臺としていた。ここで行っていたこととして間違いないのは、萬天宮という道觀の首事としてそこで開かれる米市を管理することと、またそこに寄進されてくる焦げ付き債權を回収することであった。そのためには「職員」という肩書きとともに、「團練監正」という肩書きを有効に使った。

當時、重慶府城の城隍廟、あるいは接龍場など各地の市場町に置かれた寺院や道觀には、米市あるいは斗市と呼ばれる穀物市場が立てられていた。米市での米穀取引量に應じて利益の一部がそれら寺廟に寄付され、これが住持らの生活費となりそこに祀られた神佛への焚香料になっていた。²⁴この米市を牛耳ることは、大きな利益をもたらしたらしい。接龍場萬天宮の場合、咸豐年間に何輝山は米市（斗市）の利益を獲得せんとし、同族の何增庸とともにこれまた健訟の徒である劉

元旦（劉平臣）と訴訟闘争を繰り返した。後に何輝山自らが供述したところでは、この利権獲得のための訴訟費用として彼が銀五百餘兩を負擔し、何増庸は二七〇餘兩を負擔し、合計七七〇餘兩を用いたという。²⁶ 萬天宮の米市を支配することは、七七〇兩の訴訟費用を用いてもなお、見合うことであつたらしい。

米市を支配することは、穀物賣買に伴う大きな利益があつたと考えられるが、さらに利益があつたのは、萬天宮首事としてこれに寄進されてくる焦げ付き債權の回収にあたることであつた。當時民間人同士での金銭貸借がこじれ、もはや返済を受けることが不可能となつたとき、金銭の貸し手はしばしばその債權をそのまま善堂や公局などに寄進した。不良債權をこのように「善行」を名目にして善堂や公局に寄進してしまうことは、それら善堂や公局に強權的な性格をもたらしした。『申報』光緒五年（一八七九）十月二十九日の論說によれば、「借金を取り立てたところ直ちに返済しない者がいた場合、すぐに支拂わなければ債權を某善堂に入れてしまふぞ」と言ふと、借金をしている者で直ちに支拂わない者はいない。というのは、ひとたび善堂に入れられてしまふと、借金がいくらであらうと一分一文として缺かすことはできない。えに、さらに出費がかさむからである」という。²⁶

何輝山が經理萬天宮首事として職員・監正の二つの肩書きをもつて訴訟を起こし、實際に債權を回収した案件が『巴縣檔案』に残っている。債務の取り立てを受けたのは張先祿である。萬天宮からの取り立てが始まつたのは咸豐十年である。そこでは萬天宮を公局と言っている。案件は複雑であるから、以下では何輝山が何をやったのかだけに焦點をしぼる。

債權が公局萬天宮に移つても張先祿は返済しなかつたから、何輝山は彼を訴えた。訊問の結果、八月を期限として返済せよとの判決がおりたが、やはり支拂われなかつた。十月には何輝山が張先祿を連行してほしいと衙門に要請したが逃亡された。このため翌年になると何輝山は團練監正として彼を捕え、彼を衙門に送つて訊問を求めた。咸豐十一年二月二十九日附で張先祿を訴えた具稟狀には、原告として「職員・監正」何輝山以下、團首・客約という團練關係者の名前が並んでいる。²⁷

咸豐十一年四月十三日におこなわれた訊問で、「職員・監正」の肩書きを帶び原告何輝山がなした供述は、次のようであつた。

わたし職員は萬天宮を經理する首事であります。ここにいる被告張先祿が王天和の錢十八千文を證文をもって借り、さらに朱連文の錢四十六千文も借りたままで、二人を騙してともに返済しませんので、王天和と朱連文は萬天宮に焚香料として喜捨しました。職員が返済を求めましたが支拂いせんので、張先祿と「弟」張先品を告訴し、訊問のうえ判決をいただきましたが、一文も返しません。「今お裁きで」張先祿をビンタのうえ拘禁していただくことにあになりました。いま、張先祿らが拘禁所の外で借金すべてを拂いおえました。結狀（誓約書）を取つて證據として残せ、とのお諭（わ）えです。以上です。

當時の訊問調書（錄供）は原告・被告の供述とともに、訊問の結果出された判決も書かれているから、何輝山がやったこととその訴訟の結果は、以上で明瞭である。しかし案件はこれで完結せず、後日譚が續く。

同治二年七月、今度は張先祿が何輝山を訴え出た。その訴狀によれば、自分は確かに朱連文と王天和らの錢七十二千文を證文をつけて借りたが返さなかつた。「豪惡の何輝山は朱連文・王天和・魏正禮とぐるになり、それぞれ債權を萬天宮に喜捨させ、彼が表に出てきて力づくで回収した」。この年何輝山に訴えられ、ビンタのうえ拘禁され、全額返済せよとの判決があつた。わたしは田土を質に入れて銀を工面したのだが、何輝山は支拂う必要はないと言う。自分を騙し、朱連文から借りた金額をすべて何輝山の手に渡したあと、何輝山にむかつて借用證文を返してくれと言つたところ、錢十千文を出せと言われてまだ返してもらつていない。「證文を手にしたまま、さらに金錢をむしり取ろうとし、もう一度つかまえて訴えてやろう」と言っている⁽²⁹⁾。なんとか助けていただきたい。

どうやら何輝山は張先祿に對して、萬天宮に返すことはいないと言い、全額自分の手に收めたうえで、借用證文を返さず、證文を返してはしかつたら、さらに十千文出せと要求したのである。そうだとすれば、拘禁所の外で借金すべてを拂いお

えたという兩者の結狀も、二人が口裏を合わせた虚言であつたということになる。ここで何輝山が「もう一度つかまえて訴えてやろう」と言つたというのは、彼が接龍場の團練監正であつたからである。咸豐十一年に何輝山が萬天宮を代表して原告として張先祿を訴えたときも、職員という肩書きとともに監正という肩書きを用いた。また一回目に張先祿をつかまえ衙門に突き出すことが出来たのも、かれが萬天宮首事であるとともに治安維持を擔當する團練の責任者つまり監正であつたからであつた。これを再度やつてやろうかと言うのである。

もつとも張先祿はその弟張先品とともに、咸豐から光緒にかけ何輝山との關係においてだけではなく、他の人を訴え訴えられた人物として『巴縣檔案』にしばしば登場する（咸豐朝 No. 139, 1349, 4364, 10763、光緒朝 No. 2420）。たとえば咸豐十年に、張先品は萬天宮に寄進した一人とされる魏正禮またの名魏三を金錢トラブルで訴えている。焦げ付き債權の一つはおそらくこれに關わるものであらう。すなわち彼自身も健訟な人物であつて、何輝山のこのような手口に易々と引つかつたとはわかに考えがたい。この訴えには裏がありそうである。張先祿の訴えに對し知縣は、「すぐに證人に何輝山に對して借用證文を返してくれと求めてもらい、案件に決着をつけよ」という批示を書いている。しかし、これまで見てきた何輝山のやり方から見て、彼が借用證文を命ぜられるがままに返したとは思えない。ここで張先祿が訴えているように、何輝山はもともと朱連文らと結託して、焦げ付き債權を萬天宮へ寄進させたと見るのが順當であらう。

以上述べたように、萬天宮首事であることは、一つにはそこで開かれる米市（斗市）を支配するうえで、一つにはそこに寄進される債權をわがものとするうえで、何輝山にとって重要なことであつた。これは何も何輝山や彼と抗争した劉元坦だけではなかつたはずである。

同治六年のこと、王志山という監生は重慶城からの歸途、太平場を通りかかつたところ、この市場町を牛耳る何輝山とその一派につかまり殴られたと訴へ出た。ところが何輝山によれば、二人の争いの原因は「王志山が萬天宮首事となろうとしたところを、職員である自分に阻止されたのを恨みに思つた」からであるという。このように萬天宮首事となること

は、その後訴訟あるいは暴力事件として尾を引くほどのうま味があった。また何輝山は「萬天宮首事は萬民の公議により、王知縣が縣廳の机の上で籤引きをして決めたものであって、王志山が身を割り込ませて取りしきるものではない」と言つたという。³⁰王知縣とここで言うのは、同治二年から四年の間に在任した王臣福以外にありえない。何輝山が本當にこのように主張していたとすれば、咸豐年間から同治四年頃にかけて、この間ずっと彼は接龍場萬天宮で支配權を確保していたことになるし、「縣廳の机の上で籤引きをして」偶然彼が當たるとも考えられないから、知縣にも渡りをつけていたと見るべきであろう。彼はこの權益を確保するために、敵對者である劉元坦や王志山を訴訟という手段で追い落としていた。

明清時代には訴訟を請け負う仕事を「包攬詞訟」と言つた。それは自らが訴訟の當事者でもないのに、人に代わつて訴訟を請け負うことである。前近代の中國ではこれは法令違反であり嚴禁されていた。³¹ところが公局首事として債權取りたて訴訟をおこなうのは、たしかに訴訟當事者としての行爲であるから合法的である。それどころか『申報』の論說によれば、これには知縣など公權力のあと押しさえあった。事實すでに見たように、張先祿は二度の訊問ともに借金を返済するよう命ぜられただけではなく、支拂うまで拘禁する處分を受けた。何輝山はこのような公權力の庇護を受けつつ、公然と「包攬詞訟」をやっていたのである。

彼がこの「業務」を進め訴訟をおこなうためには、萬天宮首事、職員、團練監正という肩書きを三位一體のごとく絶妙に用いた。何輝山が職員とともに監正という肩書きを用いたことは、彼が活動の根據地を太平場へ移してから基本的な變わらなかった。このこと、次の「團規」の制定と「憑團理剖」において、さらに詳しく見ることになる。

第三章 太平場の開設と團規の制定

同治五年（一八六六）二月八日、彼は太平場を開くにあたって、まず八條からなる「團規」すなわち團練規則を作りた
いとして、その原案を知縣に提出した。残存する『巴縣檔案』には、彼が提出した原案と知縣がこれを修正して公布させ

た決定稿の兩方ともが残っている。前者には何輝山が太平場をいかなる場としたのか、またこの地の治安を守るべき團練に彼はどのような役割を期待したのか、その思惑を窺うことができる。また後者からは國家の立場を代辯する知縣が、何輝山率いる團練のどんなところに危惧していたのかを窺うことができる。そこには檔案ならではの兩者のせめぎ合いを如實に見ることができ、貴重である。

團規八條の原案は公稟として、何輝山自らが「職員」名義で筆頭となり、以下監正、團首、保正、民、郷約を肩書きとする者合計十名によって提出された。まず前文では「地方を安靖にせんとし」、「人心を正して風俗を厚くせん」として團規を協議したと述べる。團練を設ける目的を述べたこの箇所は、知縣もまったく同じ考えであり修正の跡はない。八條のうち、兩者の團練に寄せる思惑の違い、兩者のせめぎ合いを明瞭に見てとることができるのは、次の二條である。³²

まず現地に盜賊などが生まれた時の處置である。原案では現地の住民が「ただちに鐵砲を打ち銅鑼を打ち鳴らして一齊に集まり、捕らえて縣衙門へ送る」とあったが、知縣は「隨時に團練に訴えて縣衙門へ送る」と書き換えている。これは小さな修正と言つてよく、結局のところ團練が逮捕して縣衙門へ送致することを認めたことになるが、この小さな書き換えの中に於いて知縣の危惧を読み取りうるであらう。また住民が躊躇してすぐに集合しないときには、「集合しない者を調べ出して團練により公罰を加える（憑團公罰）」とあった原案を「名前を擧げてお上に申し出、究明してもらう」と修正している。公罰權すなわち團練に協力しない現地人に對して、團練自らが制裁を加えることを認めていない。

團練とはある地域の治安を維持するための自衛組織である。ところが何輝山は自らが指揮するままに、自分が問題ありとする人物が生まれたときには直ちに逮捕できることをはかり、その指揮に従わない住民に對しては「公罰」する權力を公認してもらおうとしたようである。ところが知縣はこれを警戒し、何輝山率いる團練に對しては、「公罰」する權力を住民を「公罰」する權限を與えなかった。これではたして自衛團としての團練が機能するだろうかと怪しまれるが、國家權力を代表する知縣は、現地で自衛機能が損なわれることを心配するよりも、團練の指揮者が國家の規制をはなれてこれ

を利用し、住民に勝手に制裁を加えることを恐れたのである。

あと一つ原案と決定稿との違いで重要なのは、原案では團練が裁判権を獲得せんと圖つたのに對して、知縣はこれに類するものを一切與えなかつた點である。原案では「今後、戸婚・田土・債權などの紛争であればすべて、必ず先に團練や宗族に道理に従い黑白曲直をつけてもらふこととし（憑團族理剖）、それでも争いが止まなければ當事者が實情をもとにかみ上に訴えるのを許す」と記してあつた。縣衙門で行われる裁判の前に必ずくぐらなくてはいけないというのだから、ここで構想されているのは明代の里老裁判に似たものであつたのかもしれない。戸婚・田土・債權などが現代で言えば民事案件にあたること、周知のところである。原案ではこれら民事案件に類する些細な案件についてはすべて、縣衙門に直接訴え出るのではなしに、まず先に團練や宗族で「理剖」せんとしたのである。知縣はこれを許さず、民事案件についても團練や宗族に裁判させることなく、直ちに當事者たちが知縣に訴えてくるべきであると定めた。

ここで原案では「憑團族理剖」としているが、これが「團規」原案つまり團練からの申請であることからすれば、宗族による理剖は附け足しであり、表現を軟らかくするために挿入されたものであつて、より端的には「憑團理剖」せんことを申請したと見てよいであろう。

さて團規原案が提出されて數箇月たつた五年八月三十日、忠里十甲の舉人唐瑩焱・貢生胡耀廷・職員何輔臣（何輝山）・武生何國英・監生何增庸、これに甲長・牌首・鄉約を加えた計九人の連名で、太平場を開設したいとの申請がなされた。ただ彼らのうち唐瑩焱は舉人とは言うが、『民國巴縣志』卷八に記す舉人一覽にはその名が見えない。また、劉元坦の名が見えないことは注意してよい。彼はこの前年にはすでに生員となつていたのだから、同じ忠里十甲の人として太平場開設を申請する書面にもその名があつてしかるべきである。ただ劉元坦はすでに述べたように、接龍場米市（斗市）の利權をめぐつて何輝山と長らく抗争してきたし、これ以降も兩者の抗争は續く。とすれば、劉元坦の名前は申請書から故意に外されたと見るべきであろう。かわつてその名が見える武生何國英と監生何增庸は、これもすでに見たように何輝山と同

じ宗族に屬し、これまであい協力して接龍場米市の利權をめぐり劉元坦と抗爭してきた者たちである。とすれば、太平場は何輝山及び何氏が牛耳る市場町であつたと見てよいであろう。それはすでにあつた太和場、石崗場、接龍場、小觀音場からそれぞれ三キロから五キロ離れたところに位置し、毎月二、五、八日の日に定期市が立てられたという。またそれは八團の人々を集めて設立されたという。⁽³³⁾ 初め居民は十餘家であつたというが、同治十一年つまりその開設から六、七年後にはすでに三十餘家になつていた。⁽³⁴⁾

では何輝山はここ太平場で何をやっていたのか。彼が油屋を営んでいたこと、棧店（旅館）を営んでいたことはすでに述べた。ほかに五間間口の店舗をそこに置き、薬なども賣買していたらしい。⁽³⁵⁾ また何輝山は太平場を開くと、ここへ來て商賣する者から地租を徴收し、賣買される商品に應じて場租と稱する一種の冥加金を取つていた。⁽³⁶⁾ 規模は明らかではないが田土を持ち佃戸を持っていたこと、太平場にあつても接龍場萬天宮首事を續けていたこともすでに述べた。

しかし彼がこれらにもまして太平場でやっていたのは、訴訟そのものであつたと考えられる。對抗者を訴訟によつて追いつ落とし、すでに獲得した權益を守りこれをもつと増殖させるためである。この意味で彼が太平場で營業していたこととして重要であつたのは、棧店すなわち宿屋の經營であつた。なぜならそれは、衙門から派遣されてくる差役を宿泊させる施設でもあり、訴訟關係者を宿泊させる施設でもあつたからである。またそこは、團練監正として捕えた敵對者を衙門に送致するまえに、留置しておく施設でもあり私刑を加える場でもあつた。そしてそこは、「憑團理剖」がなされる裁判的調解の場でもあつた。

第四章 「憑團理剖」と何輝山

『巴縣檔案』には「憑團理剖」あるいはこれに類した表現が、おびただしく出てくる。たとえば乾隆二十八年（一七六三）の案件では、佃戸が租を支拂わないだけでなく自分を殴つたと地主が衙門に訴えたのに對して、知縣は租佃契約に立

ち合った中人らに調査させ返答させよ、と批示を加えた。これに對する中人らの返答では、「わたくしどもは知縣の委託に違ひ、ただちに原告被告を同じく呼び集めて理剖した（蟻等遵委、即邀全兩造理剖）」と述べ、佃戸に對して未納額を納めさせ、原告の地主に對しては訴訟をやめるよう勧めたという。そしてその約一箇月後、原告・被告ともに「郷隣の人々が公平に白黒を明らかにつけ、おのおのこれに違はんことを願つた（經郷隣秉公剖明、各願遵依）」との結狀を提出している。ここで郷隣というのは、和息を願う文書を提出した「約隣」と同じであるから、郷隣と約隣ともに「郷約の人々」を意味すること、疑いない。彼らも「隣り近所で親しい者が、原告・被告となつて永久に仲違いするの忍びず、神祠に呼び出して剖論した（邀神祠剖論）」と述べて、訴訟の取り消しを願っている（巴縣檔案（乾隆朝）No. 1843）。これはこれまでの研究であれば、典型的な調解の事例と理解されるものであろうし、事實これは調解である。乾隆年間にはなお團練は組織されていなかったから、ここでそれに代わつて理剖しているのは郷約である。

また乾隆四十二年（一七七七）の租佃案件でも、知縣の批示に應じたのであろう、地主側の訴狀では、七日に理講衆剖してもらひ、佃戸が錢を支拂うことになった（初七理講衆剖給錢）と述べている（No. 1033）。ここに見える「理講衆剖」という表現もこれもまた典型的な調解を表すものである。乾隆六十年（一七九五）の事例では、衙門に訴え出る前のこととして、「郷約の人々に道理をもつて（典當の契約文書を返すように）」論じてもらった（憑約隣理論）」と言う。後の時代であれば、これまた「憑團隣理論」と表現されるものであるし、これまた調解を示す事例である（No. 3018）。

何輝山が主に活動した同治年間になると、「投街隣理說」（No. 7022）、「憑團紳糧、與他理講衆剖」（No. 14507）、「投街隣理剖」「投理街隣剖」「憑執街隣理講息訟」（No. 7435）、「投族理剖」（No. 3393, No. 6935）、「投鳴團理」（No. 14279）、「憑衆理剖」（No. 8880）、「投理衆斥」（No. 4340）、「投團集剖」（No. 4340）、「投幫（米幫）集理衆斥」（No. 8763）などのほか、これらを節略した「理剖」「衆剖」「投理」の語も訴狀において頻繁に用いられる。これらの語は原告・被告ともに衙門に訴えるに際して、自分の主張は道理のわかつた者であればともに正しいと認めるところであり、お上^{かみ}に訴える前に自分は自力で

紛争を解決せんとしてやれるだけのことはやった、と知縣の心證をよくするために常套句として用いられているのではないか、とも考えられる。またその多くは實際にどのような「理剖」が行われたのか、その具體像が明確ではない。

ところがこれら單なるレトリックではないかと思われる多くの文例の中で、「憑團理剖」とはまさしく裁判的調解であり、さらには民衆裁判と呼ぶことさえふさわしい事例が、これまたしばしば出てくる。まず咸豐年間の事例として次のようなものがある。

咸豐六年（一八五六）、忠里十甲すなわち後に太平場が開かれた附近で、一婦人が何者かに襲われて首飾りを奪い取られた。彼女は胡天坤に遇つてその顔を見て、彼が犯人だと主張したが、首飾りがその身邊になかったので、婦人は相手が犯人でもないのに犯人だと言つたと「憑團理斥」され、婦人は「出鱈目に無實の者を誣告してはならない（不應冒認誣良）」と「衆剖」された。ここで「不應云々」と記される意味については後に述べる。ここで紛争はひとまず解決したかに見えたと、ついに訴訟となつた。この訴訟において、原告側第一名に團練監正の肩書さと監生つまり國子監生の肩書さをもつて記されているのが、何輝山の叔父何增庸であつた。

この時、首飾りを奪つたとされた男は答辯書（訴狀）を提出したが、その中で被告側の證人として四人の名を挙げ、その一人が彼の表兄弟の子にあたる劉河澄（劉和澄）という人物であつた。ところが原告側はこの劉河澄がいかに信用のおけない人物であるかを證明するために、彼がこれまで働いた悪行十一箇條を記したりリストと、彼が悪行を働いたと承服し二度と悪事を働かないと團練に誓約した服約二枚、および個人宛に誓約した服約一枚を衙門に提出した。知縣裁判官の被告に對する心證を悪くするためである。

そのうち一枚は道光二十八年（一八四八）年に團練に提出された罪情承服書である。それは彼が人に錢を貸したとする借用證文を偽造したため、相手側に訴えられた時のものであるが、相手側が訴えたのは衙門に對してではなく、「郷場の地方」に對してであつた。地方とは郷約に關わる職役である。そこには「相手方が」郷場に理剖してもらつたところ、年

月、字號、數目、前後が明らかに偽造であつたため、場の差役と地方とが衙門に訴えようとした。自分はこちらに道理がなく逃げ切れないと知り、甘んじて認約（服約）一紙を場に提出する。（再び同様な悪事を働いたなら）地方がこの服約を手にして衙門に訴えても、甘んじて罪に服する」と記されている。⁽³⁷⁾ ここに見える「憑郷場理剖」は、十一箇條の悪行を列挙したところでは「憑團送究」と記されている。従つて郷場とは具體的には團練であつた。

たしかにここに見える「憑郷場理剖」「憑團送究」は、衙門において知縣が執りおこなう裁判ではない。しかし、郷場理剖の場において白黒の決着がつけられ、借用證文の眞偽判定も行われている。知縣による裁判の結果、當事者から取る結狀に似た誓約書「服約」も取られている。それは確かに調解であるが、衙門における裁判とよく似た手続きを踏んでいる。これを「裁判的調解」と呼ぶのはこのためである。

あと一枚、劉河澄らが團練に咸豐二（一八五二）年の日附で提出した服約は、彼の^お侄を唆して無實の人を衙門に訴えさせたというものである。この服約は侄を主體として書かれており、「憑闔境紳團理剖、身不應聽旁唆妄控李觀保……等」と記される。ここに見える「不應云々」とは、これまた知縣が衙門で行う裁判において、罪人の罪情を明記する形式とまったく同じである。以上のように侄の罪狀が明記されたあとで、自分が再度同じ罪を犯したなら、團練・郷約（團約）が自分を衙門につき出しても承服する、と記している。「不應云々」と記し、さらに結狀に類した「領認約」を取っていることから見て、これを單なる調停として理解するより、裁判的調解として理解する方が、より實質を把握することになるであろう。この一紙についても、十一箇條の罪情を記した文書では、「憑闔境紳團理剖」のところを「憑團剖出實情」と記している。⁽³⁸⁾ 劉河澄が個人宛に誓約した服約一枚を含めて、三枚とも團練内部で保管されていたものだという。

以上の事例はまず道光二十八年に憑團理剖がなされ、次いで咸豐二年に同様なものがなされ、首飾り強奪事件が起こるや咸豐六年にもなされたことを示している。

以上によつて「憑團理剖」とはどのようなものか、その實態をおおよそつかみえたであろう。以下では、何輝山がこれ

とどのようにかわったのか、その例を挙げよう。

まず同治六年（一八六七）、何輝山が何増庸・何國英父子と組んで盧徳用をたたきつぶすべく訴訟合戦をやった時のことである。何輝山はここでは何増庸側の證人として登場する。また一面では調停者として、盧徳用に對して何増庸の勢力が強いから讓歩して訴訟をやめるように、と説得する役割を帯びて登場する。問題は、何増庸が盧徳用を訴えるに際し、先ほど見たのと同様の「服約」、すなわち憑團理剖を経て盧徳用とその子盧洪成らが提出した承服書を衙門に提出していることである。「服約」はここでは「罰帖」とも呼ばれている。

「服約」「罰帖」はやはり三枚からなる。（一）同治四年、盧芳成が孝和團という團練へ提出した服約、（二）咸豐十年、盧洪成が團約すなわち團練と郷約とに提出した罰帖、（三）同治二年、盧好臣が雙和團と孝和團へ提出した罰帖である。盧芳成、盧洪成、盧好臣いずれも、盧徳用とどのような關係があるのか明らかではないが、敵方の何増庸がこれら服約と罰帖とを「盧徳用が何度も盗みをはたらいた證據書類（據單）」と題して衙門へ提出しているのだから、三人はともに彼の子供であつたと考えられる。

（一）盧芳成が接龍場でわずかばかりの麥と錢を盗んだとき、團練によつて逮捕され本來であればだちに縣衙門へ送致されるべきところを、孝和團に對して自分は道路二十丈（約六〇メートル）を修理し今後二度と惡事を働かないと承服し誓約したものである。そこではこの服約を提出するにあつて「憑孝和團理剖、衆斥身不應私竊」と記される。すでに述べたように、「不應云々」は衙門における判決や訊問調書で記す形式である。やはり孝和團の人々が「不應」すなわち盧芳成がこそ泥を働いたという罪情をここに定め、衙門へ直ちに突き出さない代わりに、罰として道路二十丈を修理させたのである。³⁹

（二）は盧洪成が鴨二匹を盗み、團練に捕まつたときのものである。同じく「憑團約等剖明、衆論身□不應□竊」と記される。（三）は盧好臣が雞を盗んで捕まつたときの罰帖である。⁴⁰ここでもやはり「投雙和團・孝和團首等衆斥理非」と

記され、道路十丈を修理するとの誓約が見える。道路二十丈あるいは十丈を修理させたというのは、團練が科した制裁であつたと考えられる。

ここにおいて『巴縣檔案』におびただしく見える「解剖」「衆剖」などと表現されるもののうち、少なくとも最も形式にのっとつてなされたとき、それがどのような形式と過程をとるのか明らかになつた。何輝山が同治五年に太平場を開設するにあつて、原案として作つた團規で「憑團族理剖」と表現したもののなかに、彼が具體的に何をイメージしていたのか、さらに言うなら彼の目論見を明確に読み取ることができる。それは戸婚田土のような民事案件についてはすべて、衙門に直接提訴する前に彼が民衆裁判をすること、そしてこれが公認されることであつた。また團練の責任者として、以上見たような「服約」「罰帖」を手にしておくことであつた。「罰帖」という盧德用父子のこれまでの罪情を記した文書を何增庸が衙門に提出することができたのは、當時、彼自身が團練監正であり、あるいは共同歩調を取つていた何輝山が監正であつたからであると考えられよう。

何輝山自身がこの種の裁判的調解あるいは民衆裁判を主催していた事例としては、次のようなものがある。接龍場萬天宮の首事となることに大きな利権がからみ、王志山という人物と争つたこと、この抗争の中で王志山が太平場で何輝山とその一派につかまり殴られた、と衙門に訴へ出たことはすでに述べた。このとき何輝山は當然これに反論する訴狀を提出したのだが、その際は彼が王志山が自ら提出したという「合約」、すなわち二人はすでに和解したという誓約書を添附した。そこには王志山の言葉として、次のように書かれていたという。

私は家へ歸る道すがら、太平場を過ぎたところ、何輝山に「憑衆理剖」された。衆は私が何輝山を出鱈目に訴えてはならないのに訴えたとは非難し、衙門に私のことを訴えて出るべきだと言う。私はこちらが間違っているとわかり、ひれ伏して禮をし悲しみの情をうかべ甘書を書きたいと願ひ出て、未久しく出鱈目に訴えたりしないとの字約一枚を書いて、衆に保管してもらつた。……もしあえて再び前轍を踏むことがあれば、團約（團練と郷約）がこの合約を手

にしてお上に訴え出ることを承諾する。

「憑衆理剖」の主役が何輝山であつたこと、ここに見えるとおりであり、王志山は自分の罪情をやはり「不應」という表現を用いて書いている。⁽⁴¹⁾何増庸らが衆剖に加わっていたことも、そこに記されている。

この「合約」は、王志山の訴狀によれば、何輝山一派によつて彼が捕らえられ、その經營する棧店へ連れ込まれた時に書かされたものに違いない。王志山はその訴狀の中で何輝山がやつた「憑衆理剖」を「私設法堂」、すなわち民間人が衙門のごとき法堂を設けて勝手に裁判したと表現し、私刑が加えられたと非難している。⁽⁴²⁾「憑團理剖」がここでは「憑衆理剖」となり、「合約」を取る過程で何輝山による私刑が加えられたと考えられる。

何輝山が何増庸と手を組んで盧德用を相手に激しい訴訟合戦を繰り廣げたこと、その過程で何増庸はかつて「憑團理剖」した時に取つた「服約」「罰帖」を衙門へ提出したこと、すでに述べた。この訴訟自體は同治五年十二月に何増庸と盧德用兩者の土地の境界で、どちらが相手側の土地に入り樹木を切つたかというのが發端であつたが、ここでも「憑團理剖」がどのようになされたかが重要な争點であつた。まず何増庸によつて同治六年正月二日になされた最初の訴えでは、樹木伐採事件が起けると「盧德用を呼んで（團練に）集理してもらおうとしたが、來なかつた」と記されていた。ここでは團證すなわち團練側の證人として劉國性らの名が擧がつている。次に盧德用が正月七日に提出した答辯書には、事件が起きると自分はただちに團隣の劉國性に投じて伐木の情景をしかと見てもらい、「今年正月七日に理剖してもらおうと約束した」、ところが何増庸は自分の虚言がばれるのを恐れて、正月二日に衙門へ訴え出たのだと主張していた。

ところが二月二十四日に作成された訊問調書によれば、何増庸は「團隣の劉國性らに投じて盧德用と理剖してもらつたところ、團衆は盧德用が悪いとして樹木を辨償し、争いをやめるべきだとした（投團劉國性們與德用理剖、衆斥德用賠還栢樹了事）」と主張した。訊問の場にいた劉國性らも、「何増庸が自分たちのところへ投じてきた。……われわれは伐木現場に行つて情景を見、盧德用が辨償して紛争をやめるべきだと衆斥した」と證言している。盧德用自らも訊問に應じてかつて

答辯書において記した主張を自ら覆し、事件が起こると「何増庸は團に投じ、自分と道理をもつて論じてもらったのだが、自分の方が辨償して紛争をやめるべきだと衆斥された」と承服している。すなわち、少なくとも伐木現場で行われた「投團理剖」では、何増庸が白で盧徳用が黒であると團隣によって理剖されたのである⁽⁴³⁾

「憑團理剖」には知縣のおこなう本式の裁判と似たところが多々あること、以上で見たところであるが、しかしこれがあくまで調解の一種であることも言うまでもない。そこでは知縣が裁判の時に訊問で行うような合法的な刑訊、つまり理剖に即して言えば私的な拷問がかりに行われたとしてもそれは書かれていないし、ましてや理剖の結果として笞杖のような身體刑を科してもいいない。恐らくはそれらを記した「服約」「罰帖」であれば、逆にそれ自體が違法として裁判の場で問題になったからであろう。またこれまで紹介した史料から明らかのように、それはあくまで「理剖」「衆斥」と表現され、知縣による裁判のように「諭」「斷」「判」などと表現されない。道路二十丈を修理させるというのが刑罰に當たるもので、だからこそ「服約」が「罰帖」とも呼ばれているのだが、それもあくまで罰せられることを自ら「願う」と書かれていた。

しかしさらに注意すべきは、地方官が以上のような憑團理剖を容認していたことである。以上で紹介した服約、罰帖はいずれも憑團理剖を経て作成されたと記されており、それが道光、咸豐、同治のいずれのものであっても、訴訟の相手側に對する知縣の心證を悪くするための證據書類として提出された。また衙門における裁判の過程で、これらの證據書類を提出してきたこと、あるいはそこに憑團理剖したことを明記してあることを、知縣がとがめ立て指彈することはなかった。

とすれば憑團理剖を一般的に容認する地方行政の慣行の中で、巴縣知縣は何輝山らが提出してきた團規については、とくに承認しなかった可能性がある。「憑團理剖」が容易に「憑衆理剖」に變じ、團練による制裁が實質的には私刑と化することを危惧したのかも知れない。しかし恐らくはそれより、慣行としては憑團理剖を容認するが、これを告示（示諭）によって公認することは避けたと考えるべきであろう。「憑團理剖」が行われていることは容認する、しかしいかなるも

のであつても裁判權は譲らない、公認しないという絶妙な判斷があつたに違いない。⁽⁴⁴⁾ここに我々は、裁判權を民衆には渡すまいとする國家の強い意志を感じるし、地方行政において腐敗と綱紀の弛みが激しかった清末においてさえ、このような面では意外と繊細な選擇と施策がなされていたことを知るのである。

おわりに

かつて清代嘉慶年間の幕友王有孚は、訴訟を手助けして人を救う「訟師」と人を不幸にする「訟棍」とを峻別した。⁽⁴⁵⁾何輝山には人を救う「訟師」の側面はまったくくない。彼の場合は必要もないのに人に訴訟せよと唆す類いの「訟棍」でもなく、まさしく「健訟棍徒」と呼ぶべき人物であつた。彼はその代表例と言える人物であるが、この類型に屬する人物が當時の巴縣に数多くいたことも本稿で示したし、彼の事例は中國文獻で数多く現れる「健訟の徒」とはどのようなものであつたのか、彼らがどのような要因の下で生まれたのかを考える上で、大いに示唆を與えてくれる。

彼との關係で述べた「憑團理剖」は、中國における調解とは何かを知る上で缺かすことができない一類型であるだけではなく、そこでの裁判とは何であつたかを知る上でも重要である。さらにそれは單に法制史上の問題ではなく、清代社會とは何かを知る上でも重要である。というのは、少なくとも日本の研究者であれば、以上のように「憑團理剖」を見るなら直ちに日本江戸時代の「村八分」「村法、村掟」^{おきて}を連想し、兩國社會の違いを思わざるを得ないからである。

日本の江戸時代には「憑團理剖」と確かに似たところはあるが、それよりはるかに自治的でありしかも制裁の方法が比較を絶するほどに厳しい「村の裁判」がかつてあつた。中國の憑團理剖では道路十丈、二十丈を修理させるといふ制裁を科することがあつた。しかし日本の村落では、村法あるいは村掟などと呼ばれるものをもとに、過料つまり罰金を拂わせるだけではなしに、村追放や村八分がしばしば行われていた。⁽⁴⁶⁾私はこれまで、明清時代の中國で日本の「村追放」「村八分」に當たる言葉があつたことを聞かない。

咸豐六年に起きた訴訟において、原告側が劉河澄に關わる罪科リスト十一條を衙門に提出したことはすでに述べた。その第十一條には、「何年にもわたって何度も劉河澄は愚かな田舎者を騙して押さえつけ、見つかつて捕らえられるたびに服約を出すことで慣れっこになっていた」と見える。⁴⁷ 何度も何度も服約を出させるだけで、それ以上に制裁を科することができず、その最も厳しい制裁が衙門に送致して正式な裁判に掛けることであつた。これに對して日本の村における制裁は、桁外れに厳しいものであつたかのごとくである。そもそも『巴縣檔案』による限り、日本の村に相當するムラを清代巴縣社會の中にあつたと想定することさえ困難である。

何輝山が國家の與えた肩書きと國家の取りしきる裁判とを有効に利用して成り上がったこと、さらには彼が原案として提出した團規が知縣によつて修正され、結局「憑團理剖」が公認されなかつたことは、太平場のような最下層の鄉村中心地にまでも國家の力が浸透していたことを示しているであらう。またそこには、清末という國家の力が弛緩し地方官の權威が大いに失墜した時代にあつても、鄉村地域住民や宗族による地方自治といったものをほとんど見出すことができない。何輝山が原案として提出した「團規」と日本江戸時代の「村法、村掟」とは餘りに違つている。「憑團理剖」で「理剖」する主體が自然村落ではなく、もともと國家が組織した團練あるいは郷約であつたことは、清代社會の特徴を最もよく物語るであらう。

註

- (1) 拙稿「中國訴訟社會史概論」(夫馬進編『中國訴訟社會史の研究』京都、京都大學學術出版會、二〇〇一、頁六〇以下。中文版:『中國訴訟社會史概論』『中國古代法律文獻研究』第六輯、二〇一一、頁三九以下)。
- (2) 『巴縣檔案(同治朝)』No.83、計開訟棍何輔臣即何輝山
- (3) 又名何仲奎又名何春榮各案。前註(1)、拙稿、頁一〇〇。中文版、頁六六。
- (4) 捐納、正途と雜途およびその組み合わせについては、伍躍『中國の捐納制度と社會』(京都、京都大學學術出版會、二〇一一)。

- (5) たふえび, Philip C. C. Huang, "Codified Law and Magisterial Adjudication in the Qing," in Kathryn Bernhardt and Philip C. C. Huang, eds., *Civil Law in Qing and Republican China*, Stanford: Stanford University Press, 1994 (黃宗智「處理糾紛的正式系統：大清律例與州縣審判」『民事審判與民間調解：清代的表達與實踐』(北京、中國社會科學出版社、一九九八)、滋賀秀三「清代の民事裁判について」『續・清代中國の法と裁判』(東京、創文社、二〇〇九)。
- (6) 吳佩林「清代縣域民事糾紛與法律秩序考察」(北京、中華書局、二〇一三)頁九二—一二五。
- (7) 前註(5)、滋賀秀三論文、頁一八四以下で、王亞新の「調解型」審判(裁判)モデル」という概念を用いつつ、滋賀は「調解型裁判」という概念を自らのものとして用いている。本論で「憑圖理剖」を概念化するに当たっては、滋賀によるこの考えを参考にした。
- (8) 『巴縣檔案(同治朝)』No.83、計開何仲奎即何輝山又名何輔臣又名何春榮惡跡十款、第一款。
- (9) 『欽定大清會典事例』卷三三八(臺北、新文豐出版公司、一九七六)頁九四六七—九四七四。
- (10) 『巴縣檔案(同治朝)』No.13013、四川重慶府爲詳覆事(同治十一年正月十三日)。
- (11) 『民國巴縣志』卷九下、官師下、張秉堃(臺北、臺灣學生書局、一九六七)頁一二六七。
- (12) 『巴縣檔案(咸豐朝)』No.2995。
- (13) 前註(10)。周化南が牌首であったことは『巴縣檔案(同治朝)』No.8636。
同治九年九月、何輔臣(何輝山)之雇工楊老么・張四竊得何輔臣被蓋一床、控經巴縣訊明、將楊老么等答責省釋。十月間、文易氏至何輔臣舖內閒坐、乘間竊得清油二斤携回、周俊即以耳圈一支向文易氏換油二斤使用。何輔臣聞知、疑是周俊等通同串竊、即將周俊拉獲、交該場巡役帶縣、一面赴縣具呈。周化南以事甚細微、即邀約周明朋等、向何輔臣攔勸。何輔臣不依、彼此口角抓扭、經人勸散。何輔臣即控、經巴縣訊明周俊等竝未串竊、飭其不應妄控。何輔臣畏懼、又因被周明朋等抓扭、一時氣忿、即捏砌情詞、由府上赴憲轅暨督轅呈瀆。
- (14) 『巴縣檔案(同治朝)』No.13013、特授四川重慶府正堂……瑞爲札飭查辦事(同治十一年正月十八日)。
惟查、何輔臣詞稱職員、據供、伊在援甘局報捐州同職銜等語。當即追繳部監照三張查閱、紙張不符、州同照上竝無品級戳記、背花印過於解明、照尾城字六百二十八號處、亦無鈴口印信、眞僞莫辨、當即移查去後。旋准皖捐總局顏移稱、隨將敝局頒領部監各照比對、紙張・部印・監印・司印大相懸殊、僞照無疑、等由。准此、查前項各照既係詐僞、是否何輔臣自行僞造、抑被何人誣騙、均應徹究。
- (15) 前註(1)、拙稿頁二五(中國語版、頁一七)。
- (16) 『巴縣檔案(同治朝)』No.6305、具稟狀、軍功何輔臣爲乘間撞害事(同治十一年二月四日)。
- (17) 前註(14)。

- (18) 『巴縣檔案（同治朝）』No.6305、具告狀、監生何輔臣爲撞騙朦抵、叩抵究追事（同治十一年七月三日）。
- (19) 『巴縣檔案（同治朝）』No.6306、特授四川重慶府知府……瑞爲遵批札飭事（同治十一年七月二十八日）。
- 川東道姚批、據該縣職員何輔臣抱告何叔雲詞稱、爲冤埋撞抵、非提莫伸事。……切、職州同部照原陸達菴誑騙代捐、印色不符、須究達菴、方知偽造。茲職由縣叩府、冀提達菴到質攸分。殊今府疑職造、仰縣提職、究明偽造確係何人。又未飭縣催問達菴父子質辨虛假、冤埋莫白、職何能甘。
- (20) 前註(18)に對する批示。
查、此案前經本府提訊、該原呈詞稱職員、調驗部監各照、均不相符。是否該原呈自行偽造、抑係被人誑騙、飭縣查究在案、迄今未覆。仰巴縣立提該原呈到案、究明各照確係何人偽造、照例嚴辦、勿稍縱延。詞發、仍繳。
- (21) 『巴縣檔案（光緒朝）』No.8305、刑房計開覆訊（光緒元年八月十三日）によれば、何輝山およびその子何常武ともに同治十一年に州同職銜を報捐したと供述しており、實際これが衙門に提出され點檢された。
- (22) 『巴縣檔案（同治朝）』No.83、四川重慶府巴縣爲詳覆事（同治十二年八月七日）。
- (23) 訴狀と訊問調書で自稱を何と記すか、各地で異なる。たとえば『太湖廳檔案（同治・光緒期）』では、一般人民は訴狀で「身」、訊問調書で「小的」と自稱したのに對して、「職員はともに」「職員」または「職」と自稱している。
- (24) 『巴縣檔案（同治朝）』No.877、舉人文國恩……等爲以公濟公、協懇示禁事（同治七年十二月十一日）。
- 附近跳石場觀音閣係鄉場香火祈禱之所、雖招住持、原無常業。經衆公置官斗、設立米市、專靠每斗抽合、以作焚獻。
- 同No.877、教諭王學化……爲懇示立案事（同治四年十月三日）。
- 井口鎮地臨河道、人烟稠密。道光三十年設立復興場、各團助銀置買公地、開設斗市、集賣雜糧食米、便貧民採買。……今職等齊集附近各團協同酌議、立簿募捐、建文武廟、作客幫會議公事之所、公立官斗錫碗、招僧監攝、以杜爭端、每斗米糧只取一合、作寺僧焚獻口食之費。
- (25) 『巴縣檔案（同治朝）』No.1469、具稟狀、職員何輔臣即何輝山爲懇飭查送、涇渭攸分事（同治十一年七月十八日）。
- 但咸豐年間、職因斗市、協同增庸、與劉平臣等互控疊年。同No.83、同治十二年五月二十日、刑房連國珍敘、訊問調查。問據何輔臣即何輝山供、……因他故父何增庸在日、看見接龍（隆）場萬天宮的廢弛斗市、纔與職員商議、出頭與訟、原言訟費用度皆係二家均派均認、以致構訟多年。始將斗市的出息、理明作爲義舉、使附近貧民子弟得以訓讀、職員墊訟費銀五百餘兩、國英們父子墊銀貳百七十餘兩。
- なお前註(6)、吳佩林著書、頁一三〇以下では、諸史料に見える訴訟費用を紹介する。その中で同治四年、順天府寶坻縣である人物が用いた訴訟費用は六〇〇兩であったと

する。この金額はここで紹介されたものの中でも破格の高額であるが、七七〇兩とはさらに高額である。

- (26) 拙稿「清代蘇州普濟堂の碑刻と公牘コピーファイル——あわせて善堂の強権的性格について」(夫馬進編『中國明清地方檔案の研究』平成九年度～平成十一年度科學研究費補助金〔基盤研究A2〕研究成果報告書、京都、京都大學文學部東洋史研究室、二〇〇〇、頁一七一)。

- (27) 『巴縣檔案(咸豐朝)』No. 2995、具稟狀、職員監正何輝山・團首文正剛・客約喻元亮・胡臣德、抱稟(同稟) 魏正禮・王天和・盧合興・朱連文・盧大超爲□旁騙誣事(咸豐十一年二月二十九日)。

- (28) 『巴縣檔案(咸豐朝)』No. 3001、刑房計開覆訊(咸豐十一年四月十三日)。

問據何輝山供、職員是經理萬天宮的首事。因這張先祿約借王天和錢十八千、竝欠朱連文錢四十六千文、都騙沒還。王天和同朱連文纔捨入萬天宮焚獻。職員向討沒給、把張先祿・張先品具控訊斷、疊催追繳、錢文沒給。沐把他掌責收押、如今張先祿們在外把錢如數付楚、諭令具結備案。就是。

- (29) 『巴縣檔案(咸豐朝)』No. 3001、具告狀人張先祿爲捐約索害事(同治二年七月十一日)。

豪惡何輝山勾串連文・天和・魏正禮、各將蟻借項捨入萬天宮、便伊出頭勒收。是年二月、輝山扭蟻送案、沐張主掌責卡禁、斷蟻全繳。害蟻當田措銀、輝山囑蟻勿繳、套蟻將連文等借項如數清給、悉交伊手、張玉海過交始釋。

蟻問輝山揭出借約、惡藉索蟻錢十串未允、捐約不揭。……執約重索、吼稱復欲扭稟。……(批) 着即憑證、向何輝山討還借約息事。不必率請喚追。

- (30) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 9685、具稟狀、監生王志山爲畏罪攔搗、叩驗拘究事(同治六年四月八日)。

今春生以非提難結、控有憑包訟案鱗不法訟棍何輝山等於道憲、批發恩轅。……生在渝歸路過腰店(太平場)、輝山膽統多人、攔途扭生入店、私設法堂、吊拷灌糞、毆傷生腰肋背膀……等處。

具稟狀、監生王志山爲瞞捏翻稟、懇查併訊事(同治六年四月十四日)。

竊伊詞稱、萬天宮首事係萬民公議・王主堂簽、非生聞管。『巴縣檔案(同治朝)』No. 9586、具稟狀、職員何輝山爲聚衆兇傷、抬叩驗拘事(同治六年四月十一日)。

殊志山挾職阻充萬天宮首事之嫌、今三月捏控道憲、飛株職名。

- (31) 拙稿「明清時代の訟師と訴訟制度」(梅原郁編『中國近世の法制と社會』京都、京都大學人文科學研究所、一九九三、頁四五二)。中文版:「明清時代の訟師與訴訟制度」滋賀秀三等『明清時代の民事審判與民事契約』(北京、法律出版社、一九九八、頁四〇二)。英文版:“Litigation Masters and the Litigation System of Ming and Qing China”, in *International Journal of Asian Studies*, vol. 4, no. 1, 2007, p. 90.

- (32) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 108、署巴縣正堂全銜霍爲示

諭事（同治五年□月初一日）。

なお何輝山による原案は、知縣黃樸の在任期間（同治四～五年）に提出された。このため胥吏が作成した文書でももとは「署巴縣正堂全銜黃爲示諭事」と記され、日附も「十月初四日」と草書體墨筆で書き込まれている。ところが黃樸はまもなく離任したらしく、「此稿移交核辦」と草書體で記され、次に新任してくる知縣に處理が委ねられている。霍爲芬が新しく到任したのは、同治五年十月から十二月の間であつた（前註（一）、拙稿、頁七二）。

左には、何輝山が提出した原案の前文一部と團規八條のうち二條を記し、團規二條の中で知縣によつて削除された部分を——で示し、書き加えを（ ）で示す。

職員何輝山・監正何超然……等稟稱、爲協懇示禁、復整團規、除害安良、以靖地方事。……欲正人心而厚風俗、必除弊竇以儆愚頑。

一、團內士農工商、務須各守正業、毋得遊手好閑、遇有痞匪結黨成群、擾害地方、及盜竊搶（奪）等事、應即時放炮鳴鑼、齊集捆拏（隨時投團）送究、倘有觀望不到、查出憑團公罰（指名稟究）。

一、挾忿構訟、民所時有。嗣後無論戶婚田土債項等事、必先憑團族理剖、有不息（即處不息）者、任其（聽本人）據實控告。倘有不肖地棍・貪婪差役、互相糾串、遇事閤入使事不息（唆控以致纏訟不息者）、團約查出、指名稟究。

〔33〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 8636、具稟狀、舉人唐瑩焱……

爲協懇興場以利商民事（同治五年八月三十日）。

本甲十團地方遼闊、俱無場市、路通綦南兩邑大道、與太和・石崗・接龍・小觀音等四場相隔數十里、十團居民趕集寫遠、兼往來客商歇息不便。今各團協議在孝和團內擇地一□、舊有腰店、居民十餘家、可立場市、名曰太平場、每逢二五八日作場□。

〔巴縣檔案（同治朝）』No. 1243、具稟狀、忠里十甲太平場監正・職員何輔臣……爲惡賊兇規、協懇拘究事（同治十三年五月十七日）。

集齊八團衆議設立太平場、以濟趕急買食。

〔34〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 1469、具稟狀、楊海山等爲稟明免疊事（同治十一年三月二十八日）。

太平場因同治五年興設、共有三十餘家。

〔35〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 83、刑房計開、訊問調書（同治十二年五月 日）。

問據何輔臣即何輝山供、……又因團衆全職員請示、興立太平場、在彼開有舖面五間、國英們各房均在、除取貨物及藥錢等項、均未付給錢文、簿據可憑。

〔36〕前註（8）、第八款。

一、興場減場。太平場原由仲奎（何輝山）而興、業成鉅市。……凡遇來場生貿者、重索地租、估除估買、見貨抽分、名爲場租肥己。違則誣以酗酒滋事、慣以鐵鍊鎖搥、或令養痞提出、場外黃葛樹上、私刑吊拷、百般磨搥。

〔37〕『巴縣檔案（咸豐朝）』No. 3597、外抄粘河澄服約一聯（咸豐六年三月二十七日）。

立恢心認約人劉河澄……以致李廣宗弟兄拔（被）憑鄉場理剖、因年月字跡、數目前後、顯有偽造。經場差及地方等欲行轅稟究、身知理曲難逃、洞鑒再三、央請張義和……等央免送究、甘願出立認約一紙給場、□後□□偽造□□□、有藉故尋畔、聽憑地方執約稟究、罪自不辭。……。

道光二十八年二月十七日という日附の下には立出恢心認約人劉河澄（花押）と記され、その左には憑鄉場張先忠……等知見と記され、張先忠ら計十一名が列記される。

(38) 同前註。

立領認字人張儀山……害遭身叔張文星・劉金山（劉河澄）等主擺身、捏以刁捲串匿控案。幸周子維撞遇攔同、憑圖境紳團理剖、身不應聽旁唆妄控李觀保……等、理應送官究治。身自知情虧、……聽團約等稟公究治、坐罪無辭。咸豐二年十月十五日という日附の下に、張儀山・張文星・劉金山（劉河澄）の名が十字押あるいは花押を伴って記され、その左に憑圖境街隣（李興發）等全在見として計十四人の名が列記される。

(39) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 3066、計開盧德用・盧芳成父子服約抄呈。

身出有服約。在場於十月初二日、憑孝和團理剖、衆斥身不應私竊、將身送官究治。身自知罪究難逃、苦苦哀求衆團、竝給失主、自願罰修路二十丈、以戒身效尤、日後不能復蹈前轍。倘蹈前轍、藉事生非、恣意衆團失主執約稟公、自甘坐罪無辭。……立服約一紙、存執爲據。

憑團約劉國性……何輝山……依口代筆何瀛山筆。
同治四年十月初二日、立服約人盧芳成 押

(40) 同前註。

立出罰帖人盧好臣、情於本月二十一日、因至趙家岩、有劉元發所餵雄雞、被身私竊。當失主拿獲、即投雙和團・孝和團首等、衆斥理非、定欲送究。身自知情虧、身再三哀祈失主及兩團首等、身千願罰路十丈、以戒效猶。倘仍到前轍、身自千坐罪勿辭。中間不虛、罰帖、是實。

同治二年冬月二十二日、立出罰帖人盧好臣 押
憑團劉世玉・盧合興・何叔芝・何輔芝全見、依口代筆何商□

(41) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 9586、計抄王志山自書合約一紙（同治六年四月六日）。

歸家路過太平場、輝山憑衆理剖、衆斥身不應妄控輝山、理宜稟公。身知情虧、俯禮哀乞甘書永不忘捏字約一紙、與衆存據。……倘敢仍蹈前轍、恣憑團約執約稟公、自甘坐罪勿辭。

憑何增庸……劉福壽同在

(42) 前註(30)。同治六年四月初六日、立合約人王志山自書親筆

(43) 『巴縣檔案』（同治朝）No. 3066、具稟狀、監生何增庸爲惡竊兇傷事（同治六年正月二日）。
邀伊集理、不場。

具訴狀人盧德用・盧洪成爲霸伐認竊、訴勘添質事（同治六年正月七日）。

蟻當投團隣劉國性等看明霸伐情形、約今正月初七理剖、增庸知虛難掩、本月初二……。

同治六年二月二十四日、刑房瞿仕英錄。

問據何增庸供、……投團劉國性們與德用理剖、衆斥德用賠還栢樹了事。

問據劉國性……同供、……小的們攏看、衆斥德用賠還了息。

問據盧德用供、……被何增庸知覺、投團與小的理論、衆斥小的賠還息事。

(44) 嘉慶十八年公布的團練牌甲條例においても、「其餘田土・婚姻・債帳口角、及一切尋常事件、均勿干預」と定め

られ、團練が尋常事件に民事案件に關與することは禁じられていた（『清代乾嘉道巴縣檔案選編』下冊、頁二八一、成都、四川大學出版社、一九九六）。

(45) 前註(31)、拙稿、頁四七四。中文版、四二〇。英文版、p.108.

(46) 前田正治『日本近世村法の研究』（東京、有斐閣、一九五〇）、水本邦彦「公儀の裁判と村の掟」（『近世の鄉村自治と行政』東京、東京大學出版會、一九九三）。

(47) 『巴縣檔案（咸豐朝）』No.3597、計抄粘劉河澄疊犯案惡跡、竝服約粘呈。

一、連年河澄疊次詐搯鄉愚、每遇查獲、卽服約爲慣。

〔謝辭〕『何氏族譜』に何輝山の名を見出したのは凌鵬氏である。また日本の村法および村八分については、大平祐一先生の教示を受けた。ここに記して感謝する。〕

THE *JIANSONGGUNTU* 健訟棍徒 HE HUIZHAN AND LAWSUIT-LIKE
ARBITRATION, *PINGTUANLIPOU* 憑團理剖, IN BA COUNTY
IN THE LAST YEARS OF THE QING ERA

FUMA Susumu

He Huishan was representative of the *jiansonguntu*, a figure who is frequently seen in historical sources in China after the Song era. He rose above his station in local society, utilizing the legal system established by the state to bring lawsuits in order to build up and protect his property. He effectively used the title, *zhiyuan* 職員 and the official title, *tuanlian jianzheng* 團練監正, in order to win his lawsuits. He overcome his rivals in lawsuits and continued his success as *Wantiangong shoushi* 萬天宮首事. He made enormous profits by controlling the rice market opened there, and collected bad debts donated using the privilege of the *tuanlian* and by way of lawsuit. Contracting of lawsuits on behalf of others, *baolancisong* 包攬詞訟, was forbidden by the state, but He was conversely able to collect debts with the help of the state in his capacity as *Wantiangong shoushi*.

In 1866, He established the Taipingchang. He submitted a draft of the *tuangui* 團規 to the Ba county magistrate on the pretext of maintenance of public order in this market town. One of the provisions stipulated that a civil suit must be submitted for *pingtuanlipou* before being presented to the county court. *Pingtuanlipou* meant the *tuanlian* would decide the case according to reason. In Ba county at that time, most formal *pingtuanlipou* were conducted using arbitration, but they clearly resembled trials. He Huishan intended to open a people's court for civil suits on his own. According to the Ba county archive, the county magistrate deleted this provision and did not permit it. Here, we can see conflict over jurisdiction between He Huishan, the *jiansonguntu*, and county magistrate.